

自動車リサイクル法

「車検時」「廃車時」に関する 基本的Q&A

経済産業省 環境省
(財)自動車リサイクル促進センター

< 目次 - 1 >

【車検時】【廃車時】共通の基本的事項

- Q 1 「自動車リサイクルシステム」とは何ですか？ . . . 2
- Q 2 事業所コードとパスワードとは何ですか？ . . . 4

【車検時】の基本的事項

- Q 3 車検時にパソコンを使ってリサイクル料金を預託するには、
まず、何をすれば良いですか？ . . . 12
- Q 4 車検時のリサイクル料金の金額はどのようにすれば分かりますか？ . . . 14
- Q 5 車検時にリサイクル料金を照会したのにリサイクル料金が設定されていない
場合どうすれば良いですか？ . . . 15
- Q 6 車検時において、例えば、フロン類とエアバッグ類の装備が無いのにリサイクル料金が
設定されている場合があるのは何故ですか？ . . . 18

【廃車時】の基本的事項

- Q 7 自動車リサイクル法における使用済自動車とは何ですか？一時抹消登録と関連はあるのですか？
. . . 20
- Q 8 引取業者として廃車を引き取る時のパソコンでの作業の流れはどのようになりますか？
また、引取業者として廃車を引き渡す時のパソコンでの作業の流れはどのようになりますか？
. . . 21
- Q 9 引取業者として資金管理システム、電子マニフェストシステムへのログイン
(接続)はどのように行うのですか？ . . . 24
- Q 10 引取業者として廃車を引き取る際のリサイクル料金の預託申請・確認時に
注意すべき点は何ですか？ . . . 26
- Q 11 廃車時のリサイクル料金の金額はどのようにすれば分かりますか？ . . . 30
- Q 12 廃車時にリサイクル料金を照会したのにリサイクル料金が設定されていない
場合どうすれば良いですか？ . . . 31

< 目次 - 2 >

(参考1) リサイクル券について	・・・ 36
(参考2) 自動車リサイクルシステムコンタクトセンターにお問い合わせ頂く際の お願い事項	・・・ 39
(参考3) 抹消登録制度・自動車重量税還付制度について	・・・ 40

【車検時】 【廃車時】 共通の基本的事項

Q1 「自動車リサイクルシステム」とは何ですか？

(A)

1. 「資金管理システム」と「電子マニフェストシステム」

「自動車リサイクルシステム」とは、自動車リサイクル法に係る整備事業者、引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者にご利用頂く情報システムの総称です。

「自動車リサイクルシステム」は、リサイクル料金の預託に関し操作頂く「資金管理システム」と使用済自動車等の引取・引渡報告に関し操作頂く「電子マニフェストシステム」の二つの情報システムから構成されています。それぞれの情報システムは、お互い独立しているため、ご利用頂く際は別の事業所コードでログイン（接続）して頂きます。

2. 車検時にご利用頂くシステム

車検時（中古新規登録・検査、構造等変更検査含む）のリサイクル料金の預託には以下の二つの方法があります。

運輸支局等内または近傍の団体に設置された「自動車リサイクル専用端末」を操作
整備事業者の方がお手元のパソコンを操作（自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要）

車検時に 整備事業者の方がお手元のパソコンを操作する際にご利用頂くのは、「資金管理システム」となっております。

3. 廃車時にご利用頂くシステム

引取業者の方が使用済自動車（廃車）を引き取る場合は、リサイクル料金の預託確認・預託申請を実施した上で引取報告を実施して頂くことが必要です。リサイクル料金の預託確認・預託申請には資金管理システムをご利用頂き、引取報告には電子マニフェストシステムをご利用頂きます。このため、引取業者の方が使用済自動車（廃車）を引き取る時は、必ず「資金管理システム」「電子マニフェストシステム」という流れで操作して頂きます。

引取業者がフロン類回収業者又は解体業者に使用済自動車（廃車）を引き渡す場合は、「電子マニフェストシステム」のみをご利用頂き、引渡報告を実施して頂きます。

< 【車検時】 【廃車時】 にご利用頂く情報システム >

	情報システム利用者	操作する情報システム	
【車検時】	・整備事業者 (お手元のパソコンを操作)	「資金管理システム」	
【廃車時】	・引取業者	廃車引取時	「資金管理システム」 「電子マニフェストシステム」
		廃車引渡時	「電子マニフェストシステム」

Q 2 事業所コードとパスワードとは何ですか？

(A)

1. 「事業所コード」と「初期パスワード」について

「事業所コード」と「初期パスワード」は、資金管理システム、電子マニフェストシステムにおいて「誰が(どの事業所が)」「何を(例えば、車検時か、廃車時か)」されるのかを把握するための番号となっており、「事業所ごと」「作業工程ごと」に採番されます。

システムにログイン(接続)する際のログイン画面(接続画面)で入力頂きます。各事業者の方が何をするのか(例えば、車検時のリサイクル料金の預託か、廃車時の引取か)によって入力頂く事業所コードは異なります。

事業所コードは12桁のアルファベットと数字となっています。

「事業所コード」と「初期パスワード」は自動車リサイクルシステムへの事業者登録が完了した際に送付される「システム登録完了通知書」に記載されていますので、お間違えないようご確認下さい。

() システム登録完了通知書における「事業所コード」「初期パスワード」の確認方法はP8～10参照。

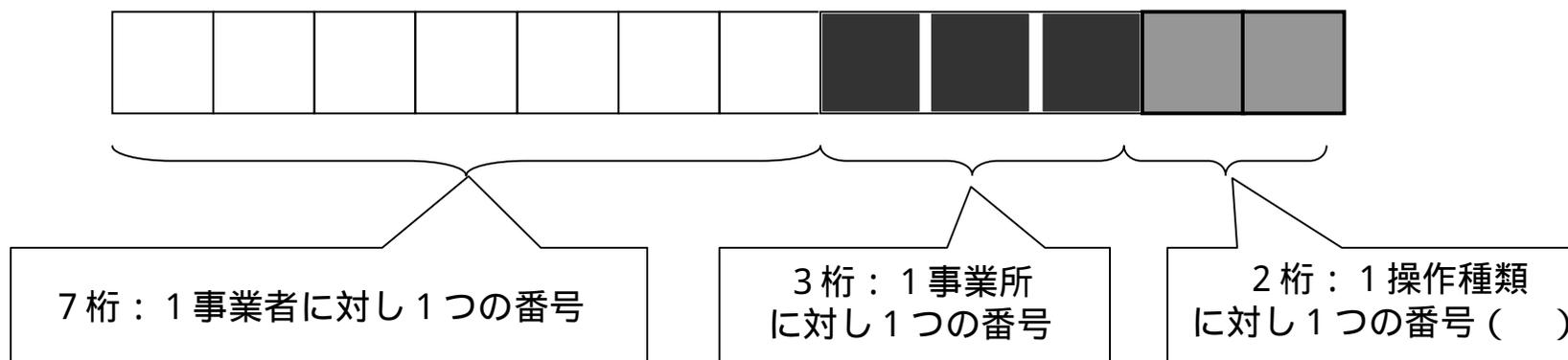
初期パスワードは、各事業者の方が自由に変更することが可能ですが、変更後のパスワードをお忘れになった場合は、自動車リサイクルシステムコンタクトセンターにご連絡頂くことが必要です。

お問い合わせ頂いた場合も、セキュリティの都合上お電話での回答はできず、パスワードが記載されたシステム登録完了通知書を再度発行して事業者の方に送付させて頂くこととなり、これには約1週間程度の期間が必要となります。パスワードを変更された場合は、忘れることのないよう必ずメモして頂くなどお手元にお控え頂くようお願い致します。

例えば、整備事業者の方であって、車検時のリサイクル料金の預託をお手元のパソコンで行い、また、引取業者として廃車の引取りも行われる場合など、事業者によっては、複数の事業所コードと初期パスワードが送付される場合があります。

その場合、12桁の事業所コードは以下のような構成となっていますので、それぞれの事業所コードに関し「誰が」「何を」する際に利用するものなのか、必ずご確認頂くようお願い致します。

< 「事業所コード」の体系 >



() 例えば、一つの事業所で「車検時のリサイクル料金の預託」と「廃車の引取り」を行う場合は、一つの事業所に下二桁が異なる以下の三つの事業所コードが採番されます。

- ・ 預託実務受託業者（継続検査時等）用事業所コード：下二桁08（B3タイプのみ19）
- ・ 引取業者（預託申請・預託確認）用事業所コード：下二桁09
- ・ 引取業者（移動報告）用事業所コード：下二桁02

(注) 車検時のリサイクル料金の預託に関し、金融機関口座引落としを利用される場合は、下五桁が「00000」と全てゼロのコードも送付されます。これは事業者を特定する上7桁の番号に五桁のゼロを付けていることから事業者を特定するコードとなり「事業者コード」と言います。

「事業者コード」は明細書の入手の際にご利用頂くコードとなっております。ご利用方法については、詳細マニュアル「継続検査時預託実務詳細マニュアル（金融機関口座引落としを利用する整備事業者用）」P140以降を参照。

< 整備事業者に対し交付される「事業所コード」の具体例 >

【例】整備事業者の方が2つの事業所（事業所 a、 b ）を保有しており、それぞれの事業場において

- ・ 車検時のリサイクル料金の預託をお手元のパソコンで行う
- ・ 引取業者として廃車の引取りを行う

[前提]

- 7桁の事業者番号：1 2 3 4 5 6 7
- 3桁の事業所番号：事業所 a：0 0 1、事業所 b：0 0 2
- 車検時：B 1タイプ（ ）



< 6つの事業所コードが存在 >

- () お手元のパソコンを利用する整備事業者には、AタイプとBタイプが存在。
- B 1タイプ：車両1台ごとに金融機関口座引落としを利用してリサイクル料金を預託し、かつ、各事業場においてリサイクル券を発行するタイプ。
 - B 2タイプ：車両1台ごとに金融機関口座引落としを利用してリサイクル料金を預託し（B 1タイプと同様）、かつ、本社・車検場団体においてリサイクル券を発行するタイプ。
 - B 3タイプ：複数台数をまとめて金融機関口座引落としを利用してリサイクル料金を預託し、かつ、リサイクル券も複数台数分まとめて発行するタイプ。
 - Aタイプ：コンビニエンスストア、郵便局を利用してリサイクル料金を預託するタイプ。

	事業所コード	利用時期	利用するログイン画面
事業所 a	預託実務受託業者 (継続検査時) 事業所用 : 123456700108	・車検時のリサイクル料金の預託	資金管理システム [預託実務受託業者 (継続検査時等)]
	引取業者 (預託申請・預託確認) : 123456700109 事業所用	・引取業者として廃車を引き取る時の リサイクル料金の預託確認・申請	資金管理システム [引取業者(使用済 自動車引取時)]
	引取業者 (移動報告) : 123456700102 事業所用	・引取業者として廃車を引き取る時の リサイクル料金の預託確認・申請後 に続けて実施する引取報告時	電子マニフェストシステム [引取業者(使用済 自動車引取時)]
・フロン類回収業者・解体業者への 廃車の引渡報告時 等		電子マニフェストシステム [引取業者(引取報告 以外の移動報告)]	
事業所 b	預託実務受託業者 (継続検査時) 事業所用 : 123456700208	・車検時のリサイクル料金の預託	資金管理システム [預託実務受託業者 (継続検査時等)]
	引取業者 (預託申請・預託確認) : 123456700209 事業所用	・引取業者として廃車を引き取る時の リサイクル料金の預託確認・申請	資金管理システム [引取業者(使用済 自動車引取時)]
	引取業者 (移動報告) : 123456700202 事業所用	・引取業者として廃車を引き取る時の リサイクル料金の預託確認・申請後 に続けて実施する引取報告時	電子マニフェストシステム [引取業者(使用済 自動車引取時)]
・フロン類回収業者・解体業者への 廃車の引渡報告時 等		電子マニフェストシステム [引取業者(引取報告 以外の移動報告)]	

() 引取業者による引取報告は、資金管理システム経由で電子マニフェストシステムにログインして頂くこととなります。

引取業者として廃車を引き取る際に
リサイクル料金の預託確認・申請する際の事業所コード

システム登録完了通知書 (引取業者 (預託申請・預託確認) 事業所用)

申込日	2004年 9月 15日	登録・変更・削除申請書	登録・変更・削除申請日	2005年 1月 4日	車名共通受付窓口
事業所名	テスラ用 自動車リサイクルシステム運用委員会 自動車リサイクル推進センター				
所在地	〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30日本自動車連盟				
事業・削除理由	システム登録完了通知書の名前を確認して下さい				

下二桁が
09

事業所コードと
初期パスワード
を確認して下さい

システム登録区分情報	事業所コード	000000000000			
パスワード	00000000				
登録・変更・削除申請日	2005年 1月 4日	申込日	2004年 9月 15日	登録・変更・削除申請書	車名共通受付窓口
変更・削除理由	自動車リサイクルシステム運用委員会				
自動車リサイクル推進担当部署名	情報総務部				
自動車リサイクル推進担当者	シヨウホウカシワラ				
自動車リサイクル推進担当者	システム担当				
自動車リサイクル推進担当者	システムサポート				
Eメール	[redacted]@arc.or.jp				
預託申請用FAX番号	パソコン				
金庫預金名	ZZZZ : 口座設定なし		口座種別 (1:普通預金、2:当座預金)	普通預金	
支店名	001 : -		口座番号 (1:普通預金、2:当座預金)	0000001	
口座名義人	自動車リサイクルシステム運用委員会				
自動車リサイクル推進担当者	ソフトウェアリサイクルシステムサポートデスク				

【契約認定等情報】 <引取時のリサイクル料金等の預託申請に関する委託>

契約認定名	引取時のリサイクル料金等の預託申請に関する委託					
契約認定元	資金管理法人					
登録種別	変更	登録システム	本登録			
契約認定等コード	0000000000000000010139 契約認定等管理番号					
登録・変更・削除申請日	2004年 9月 15日	申込日	2004年 9月 15日	登録・変更・削除申請書	車名共通受付窓口	
変更・削除理由						
契約認定開始年月日	2004年 9月 15日	契約認定終了年月日		年 月 日	契約認定等申請日	2004年 9月 15日

<システム登録完了通知書での「事業所コード」「初期パスワード」の確認方法>

引取業者として廃車の引取・引渡報告を行う
際の事業所コード

システム登録完了通知書 (引取業者 (移動報告))

【事業所情報】	登録種別: 変更	登録・変更・削除有効日: 2005 年 11 月 14 日	
申込日: 2004 年 9 月 15 日	登録・変更・削除申請書	事業所名: テスト用_自動車リサイクルシステム運用委員会_自動車リサイクル推進センター	
事業所名	〒108-0012 東京都港区芝大門1-1-30日本自動車	所在地: 〒108-0012 東京都港区芝大門1-1-30日本自動車	
所在地	〒108-0012 東京都港区芝大門1-1-30日本自動車	変更・削除理由: (特)	
変更・削除理由	システム登録完了通知書 (引取業者 (移動報告))	システム登録完了通知書の 名前を確認して下さい	
【システム登録区分情報】 (事業所コード: 000000000000)	システム登録完了通知書 (引取業者 (移動報告))	下二桁が 02	
登録区分: 本登録	登録・変更・削除有効日: 2005 年 1 月 4 日	申込日: 2004 年 9 月 15 日	
登録・変更・削除理由	登録申請書	登録種別: 変更	
自治体登録・許可番号 (19桁法)	00000000000	自治体登録・許可日 (19桁法)	2005 年 1 月 1 日
自治体登録番号 (7桁法)	東京都警部	自治体登録番号 (7桁法)	東京都警部
自治体登録名	東京都警部	自治体登録名	東京都警部
自動車リサイクル推進 担当者	システム担当	自動車リサイクル推進 担当者	システム担当
Eメール	sjarc.or.jp	Eメール	sjarc.or.jp
移動報告依頼が、通常	移動報告の方法	移動報告依頼が、通常	移動報告の方法
移動報告または預託申請用FAX番号	パソコン	移動報告または預託申請用FAX番号	パソコン
業者情報公開可否 (0:否、1:可)	否	業者情報公開可否 (0:否、1:可)	否
金融機関名	ZZZZ: 口座指定なし	金融機関名	ZZZZ: 口座指定なし
支店名	001: ー	支店名	001: ー
口座名義人	自動車リサイクルシステム運用委員会	口座名義人	自動車リサイクルシステム運用委員会
(特)	システム登録完了通知書 (引取業者 (移動報告))	(特)	システム登録完了通知書 (引取業者 (移動報告))

事業所コード
初期パスワード
を確認して下さい

<システム登録完了通知書での「事業所コード」「初期パスワード」の確認方法>

() 移動報告や預託申請の方法でFAXを選択された事業所はパスワード欄が空欄になります。

【車検時】の基本的事項

Q 3 車検時にパソコンを使ってリサイクル料金を預託するには、まず、何をすれば良いですか？

(A)

1 . 整備事業者として資金管理システムへのログイン (接続)

車検時にパソコンを使ってリサイクル料金を預託して頂くには、まず、以下の流れで整備事業者として資金管理システムにログイン (接続) して頂くことが必要です。

(1) 自動車リサイクルシステムホームページへ接続

・お手持のパソコンでインターネットに接続して頂いた上で<http://www.jars.gr.jp/> を入力

(2) ホームページ上で「事業者向け」を選択 (クリック)

(3) 事業者向けメニューにおいて「預託実務受託業者 (継続検査時等)」を選択 (クリック)

(4) 預託実務受託業者 (継続検査時等) のページにおいて「資金管理システム」を選択 (クリック)

(5) ログイン画面において、「預託実務受託業者 (継続検査時用) 事業所コード」を入力。

・入力する事業所コードは「預託実務受託業者 (継続検査時) 用事業所コード」であり、下二桁が 0 8 (B 3 タイプの場合は「預託実務受託業者 (継続検査時一括申請) 用事業所コード」で 1 9) のものです。ご注意ください。

() 下二桁が 0 8、1 9 以外の事業所コードではログインできません。

資金管理システムにログイン (接続) して頂きますと、業務メニューが出てきますので、実施する作業内容に応じてメニューを選択して下さい。

() 車検時の業務メニュー画面については P 1 3 参照。

< B 1 タイプ業務メニュー >

https://shkn.jars.gr.jp - 資金管理法人システム - Microsoft Internet Explorer

 **自動車リサイクルシステム** 2005/02/15 15:20:43

事業所コード 106780300208
事業者名 財団法人 自動車リサイクル促進センター B
事業所名 財団法人 自動車リサイクル促進センター B 資金管理センター B 整備

資金管理 > 車検時メニュー (KXSS0020)

P 画面印刷 ? ヘルプ

1. 業務メニュー
 - 1.1 **料金照会** リサイクル料金の照会 車両の車台番号等を特定し、リサイクル料金の照会を行います。
 - 1.2 **預託申請** リサイクル料金の預託 車両の車台番号等を特定し、リサイクル料金等の預託申請を行います。
 - 1.3 **リサイクル券発行** 預託済の車両のリサイクル券の発行を行います。
2. 一括料金照会
 - 2.1 **一括料金照会依頼アップロード** 料金照会を行う車両の一覧ファイルを作成後、送信します。
 - 2.2 **一括料金照会結果ダウンロード** 料金照会を行った結果の一覧ファイルを受信します。
3. 登録内容変更
 - 3.1 **支局名の登録** 登録番号/車両番号の入力時に使用する「よく使う支局名」の登録、変更を行います。

ログアウト

スタート | スタート | インターネット | 96% | 15:21

Q 4 車検時のリサイクル料金の金額はどのようにすれば分かりますか？

(A)

1 . 自動車リサイクルシステムへ事業者登録を行った整備事業者用 (注)

(金融機関口座引落とし、コンビニエンスストア (S P C ・セブンイレブン) ・郵便局を利用する整備事業者)

(1) 整備事業者として資金管理システムへログイン (接続)

() 整備事業者としての資金管理システムへのログインの方法については P 1 2 参照。

(2) 業務メニュー画面において「 1 . 1 料金照会 」を選択 (クリック)

() 車検時の業務メニューについては P 1 3 参照。

これ以降の操作方法については、継続検査時預託実務詳細マニュアル P 2 6 以降を参照下さい。

リサイクル料金の照会を行う際には、お手元に車検証をおいて車台番号、登録・車両番号を確認しながら入力するなど、入力ミスがないようにご注意下さい。

(注) 自動車リサイクルシステムへ事業者登録を行われていない整備事業者の方は、以下の方法でリサイクル料金の照会が可能です。

運輸支局等内または近傍の団体に設置されている自動車リサイクル専用端末において、リサイクル料金通知書兼リサイクル券を発行することで照会
インターネットに接続したパソコンの場合は、自動車リサイクルシステムホームページから「ユーザー向けリサイクル料金等照会」を選択することで照会

Q5 車検時にリサイクル料金を照会したのにリサイクル料金が設定されていない場合どうすれば良いですか？

(A)

1. リサイクル料金が設定されている車両の範囲

リサイクル料金は自動車メーカー・輸入業者が設定することとなっていますが、以前に一時抹消登録が行われた自動車など、以下の車両にはリサイクル料金が設定されておりません。

<リサイクル料金が設定されていない自動車>

種類	リサイクル料金が設定されていない自動車の範囲
登録自動車	平成11年3月31日以前に一時抹消し、現在も抹消中の車両
軽自動車	平成15年12月31日以前に検査証返納し、現在も返納中の車両

() 継続使用車の極一部についても、リサイクル料金が設定されていない場合がありますので、ご注意ください。

2. リサイクル料金設定依頼の方法

上記の車両について、中古新規登録・検査を受ける場合は、自動車メーカー・輸入業者にリサイクル料金を設定してもらう必要があります。

具体的には、以下の流れでリサイクル料金の設定依頼を行って下さい。

(1) お手元のパソコンでインターネットに接続して頂いた上で<http://www.jars.gr.jp/> を入力

(2) ホームページ上で「事業者向け」を選択(クリック)

(3) 事業者向けメニューにおいて「預託実務受託業者(継続検査時等)」を選択(クリック)

(4) 預託実務受託業者(継続検査時等)のページにおいて右側にある「料金設定依頼書(車両検索ができなかった場合)」を選択(クリック)

(5) 料金設定依頼書を印刷し、必要事項を記入して頂き、一時抹消登録証明書等と合わせて(財)自動車リサイクル促進センターへFAX送信[03-3629-7528](FAXを送信頂ければ電話連絡は不要です)

() 料金設定依頼書については、次ページのものをコピーして頂いても結構です。記入方法については次々ページ参照

() 必ず一時抹消登録証明書等の添付書類を合わせてFAXして下さい。添付書類が無い場合、リサイクル料金の設定ができません。一時抹消登録証明書等が無い場合、登録事項等証明書を添付して下さい。

(6) リサイクル料金の設定は、概ね1週間程度で完了します。

(7) リサイクル料金の設定が完了しましたら、その旨(財)自動車リサイクル促進センターから電話にてご連絡致します。

料金設定依頼書

下記自動車に係る情報の届出及び料金の設定について依頼致します。

(太枠内をご記入下さい。)

	申請目的 (どちらかに をつけてください)	1 引取り ・ 2 中古新規 ・ 3 その他										
申請者	申請者の氏名又は名称 (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)	(フリガナ)										
	申請者の住所又は所在地 (法人その他の団体にあつてはその事務所の所在地) 下記 IDを記入した場合は、住所の記入は不要です。	(フリガナ) 〒										
	ID(登録している方のみ) 1											
	電話番号 / FAX番号	電話:					FAX:					
	担当者名											
車両情報	車名(メーカー名)											
	通称名(モデル名)											
	車台番号(又はシリアル番号)											
	登録番号 / 車両番号 2											
	エアバック類の有無 (どちらかの番号に をつけてください)	1 有 ・ 2 無										
	フロン類の有無 (どちらかの番号に をつけてください)	1 有 ・ 2 無										
添付書類 3	該当する番号に をつけてください。 1 抹消登録証明書、2 自動車検査証返納証明書(軽自動車検査証返納確認書)、3 自動車検査証(有効期限切れ) 4 車両情報届出書 4 5 その他(具体的に記述してください): ()											

- 1 自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、12桁の事業所コードを記入してください。
- 2 登録番号 / 車両番号が無い場合は、記載不要です。
- 3 添付書類(写し)を本紙とともにFAXして下さい。(必ず添付して下さい)
- 4 抹消登録証明書等、車台番号を公的に証明する書類が無い車両を引き取る際は、車両情報届出書の記入・届出が必要となります。

料金設定依頼書

下記自動車に係る情報の届出及び料金の設定について依頼致します。

(太枠内をご記入下さい。)

申請者	申請目的 (どちらかに をつけてください)	1 引取り ・ 2 中古新規 ・ 3 その他
	申請者の氏名又は名称 (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)	(フリガナ) マルマルジドウシャカブシキガイシャ カンキョウタロウ 自動車株式会社 環境 太郎
	申請者の住所又は所在地 (法人その他の団体にあつてはその事務所所在地) 下記 IDを記入した場合は、住所の記入は不要です。	(フリガナ) トウキョウトミナトクシバダイモン 〒123 - 1234 東京都港区芝大門 X - X - X
	ID (登録している方のみ) 1	
	電話番号 / FAX番号	電話：03 - 1234 - 5678 FAX：03 - 1234 - 5678
	担当者名	リサイクル 一郎
	車両情報	車名 (メーカー名) 通称名 (モデル名) 車台番号 (又はシリアル番号) 登録番号 / 車両番号 2 エアバック類の有無 (どちらかの番号に をつけてください) フロン類の有無 (どちらかの番号に をつけてください)
添付書類 3	該当する番号に をつけてください。 1 抹消登録証明書、2 自動車検査証返納証明書 (軽自動車検査証返納確認書) 3 自動車検査証 (有効期限切れ) 4 車両情報届出書 4 5 その他 (具体的に記述してください)：()	

- 1 自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、12桁の事業所コードを記入してください。
- 2 登録番号 / 車両番号が無い場合は、記載不要です。
- 3 添付書類 (写し) を本紙とともに FAXして下さい。(必ず添付してください)
- 4 抹消登録証明書等、車台番号を公的に証明する書類が無い車両を引き取る際は、車両情報届出書の記入・届出が必要となります。

Q 6 車検時において、例えば、フロン類とエアバッグ類の装備が無いのにリサイクル料金が設定されている場合があるのは何故ですか？

(A)

1. 車検時のリサイクル料金

車検時にお支払い頂くリサイクル料金のうちフロン類とエアバッグ類の料金については、車検時における実務負担軽減の観点から自動車メーカー等における出荷情報をもとに設定をさせて頂いております。

このため、例えば、自動車メーカー等の出荷時点で装備されていたフロン類・エアバッグ類がリサイクル料金をお支払い頂く車検前に取り外された場合など、実車装備の有無とリサイクル料金設定の有無に違いがある場合があります。こうした場合も含め、車検時のリサイクル料金は自動車メーカー等の出荷情報をもとに設定されたりサイクル料金をお支払い頂くこととなっておりますので、ご理解下さい。

2. エアバッグ類・フロン類のリサイクル料金の預託時期

フロン類とエアバッグ類に関し、実車の装備の有無とリサイクル料金設定の有無に関し違いがある場合のリサイクル料金の預託の時期は以下となっております。

自動車メーカー等 出荷時の装備状況	車検時の装備状況	車検時のリサイクル 料金の設定	リサイクル料金の 支払い時期
装備有り	装備有り	料金設定有り	車検時
	装備無し（車検前に装備を外した 場合）	料金設定有り（ 1 ）	車検時
装備無し	装備有り（車検前に後付装備 した場合（ 2 ））	料金設定無し	後付装備分は廃車時
	装備無し	料金設定無し	無し（ 2 ）

（ 1 ）車検時に装備が無い場合であっても、自動車メーカー等出荷時に装備があるものについては、車検時にリサイクル料金の支払いが必要です。

（ 2 ）自動車メーカー等の出荷以降に後付装備された場合は、その分のみ廃車時にお支払い頂きます。ディーラーオプションについても、後付装備となります。

（注）後付装備分も含め、廃車時にリサイクル料金をお支払して頂く場合は、資金管理料金（480円）のお支払いも必要となります。

【廃車時】の基本的事項

Q 7 自動車リサイクル法における使用済自動車とは何ですか？一時抹消登録と関連はあるのですか？

(A)

1. 自動車リサイクル法における使用済自動車

自動車リサイクル法における「使用済自動車」か否かの判断は、一時抹消登録を行ったかどうかとは全く関係がありません。

一時抹消登録は単なる使用中止の際に行われることも多く、さらにその後中古車として再度中古新規登録を受ける場合も多いことから、「一時抹消登録が行われたこと」と「使用済みとなったこと」は無関係となります。

自動車リサイクル法における「使用済自動車」か否かは、当該車両の所有者の意志と車両の状況から判断されることとなります。

まず、所有者に廃車する意志があることが重要です。

さらに車両の状況として、例えば、ある事業者が保有している車両から部品取りを行い廃車として別の事業者へ引き渡すことに関しては、その事業者が部品取りした後に廃車にすることを決めたと主張されたとしても、状況として部品取りの前に使用済みとなっていると整理されます。(この場合、部品取りには解体業の許可が必要であり、また、部品取りに合わせてエアバッグ類の処理、廃油・廃液、タイヤ、バッテリー、室内照明用の蛍光灯の回収等も法律で義務付けられておりますのでご注意ください。)

Q 8 引取業者として廃車を引き取る時のパソコンでの作業の流れはどのようになりますか？

また、引取業者として廃車を引き渡す時のパソコンでの作業の流れはどのようになりますか？

(A)

1 . 引取業者として廃車を引き取る時のパソコンでの作業の流れ

(1) リサイクル料金未預託車両 (リサイクル券がある場合)

引取業者として資金管理システムへログイン (接続)

・ 入力する事業所コードは「引取業者 (預託申請・預託確認) 用事業所コード」であり、下二桁が 0 9 のものです。 資金管理システムへのログイン (接続) の具体的方法は P 2 4 を参照して下さい。

業務メニュー画面 (P 3 0 参照) において「1 . 2 車両検索」を選択 (クリック) し、車両を検索した上で、フロン類・エアバッグ類の装備の有無を入力した上で、リサイクル料金の預託申請を実施

金融機関口座引落とし、コンビニエンスストア (S P C 方式・セブンイレブン方式) ・郵便局を利用してリサイクル料金を預託

引取業者として電子マニフェストへログイン (接続) し、引取報告を実施

・ 入力する事業所コードは「引取業者 (移動報告) 用事業所コード」であり、下二桁が 0 2 のものです。

(2) リサイクル料金預託済み車両 (リサイクル券が有る場合)

引取業者として資金管理システムへログイン (接続)

業務メニューにおいて「1 . 2 車両検索」を選択 (クリック) し、車両を検索した上で、フロン類・エアバッグ類の装備の有無を入力した上でリサイクル料金の預託確認を実施

引取業者として電子マニフェストへログイン (接続) し、引取報告を実施

2 . 引取業者として廃車を引き渡す時のパソコンでの作業の流れ

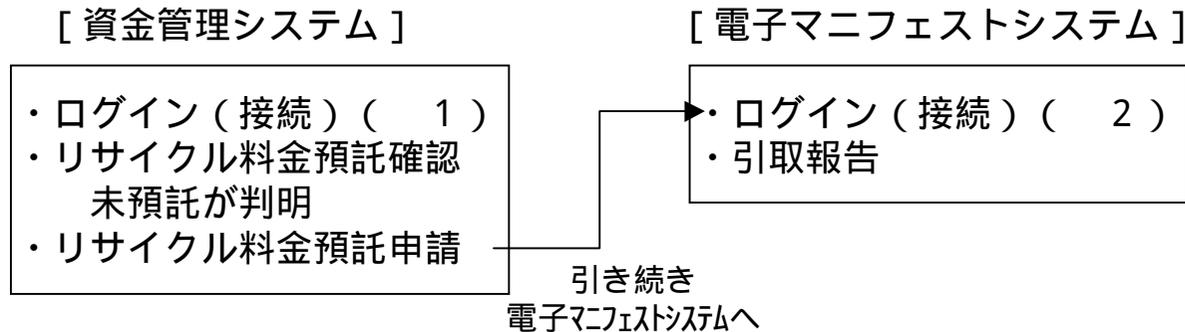
引取業者として電子マニフェストへログイン (接続) し、引渡報告を実施

・ 入力する事業所コードは「引取業者 (移動報告) 用事業所コード」であり、下二桁が 0 2 のものです。

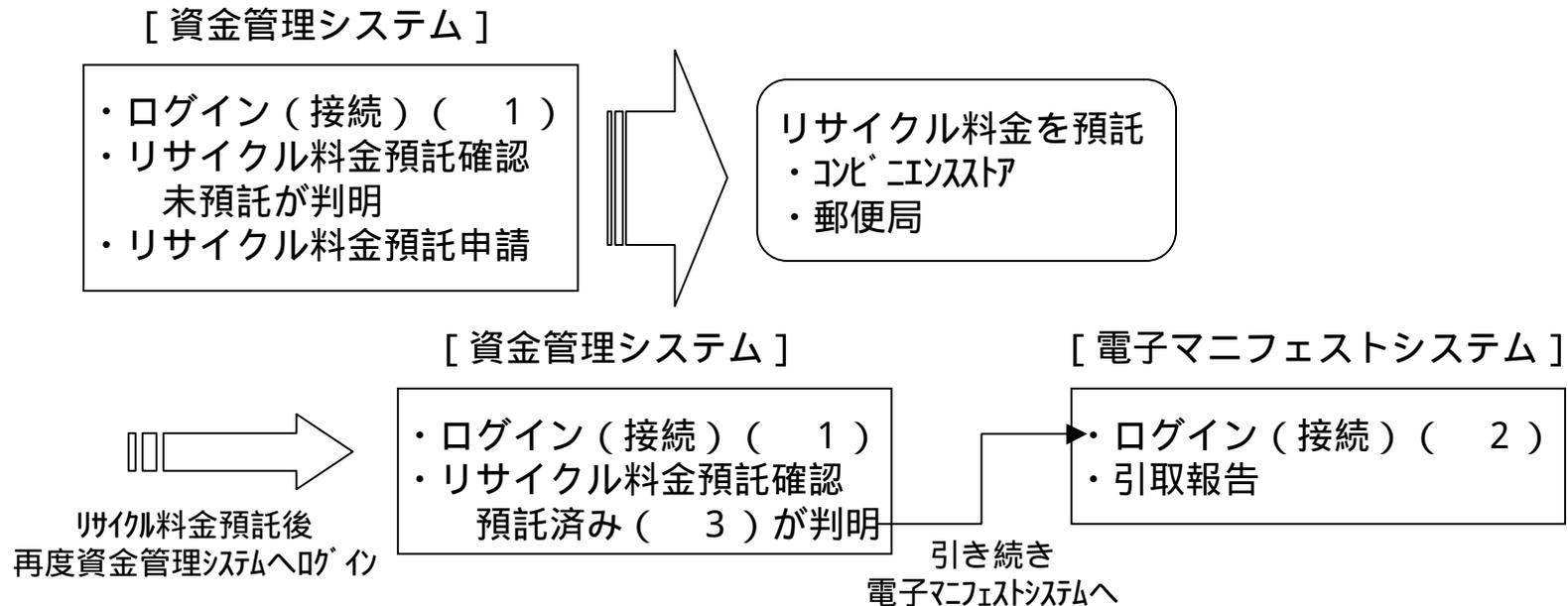
< 引取業者のパソコン作業の流れ >

1. 引取業者として廃車を引き取る時のパソコンでの作業の流れ

(1) リサイクル料金未預託車両 金融機関口座引落としを利用



コンビニエンスストア (S P C 方式・セブンイレブン方式) ・郵便局を利用



- (1) 引取業者 (預託申請・預託確認) 用事業所コード (下二桁 0 9) でログイン
- (2) 引取業者 (移動報告) 用事業所コード (下二桁 0 2) でログイン
- (3) 預託済みとなるまでに要する期間は、コンビニエンスストア支払い：店舗でお支払い後、約 3 0 分 (システム稼働時間内)、郵便局：預託申請後、4 営業日後の 1 4 時以降 (1 5 時以降に預託申請した場合は、1 日遅れ)

2 . 引取業者として廃車を引き渡す時のパソコンでの作業の流れ

[電子マニフェストシステム]

- ・ログイン（接続）（ 2 ）
- ・引渡報告

（ 2 ）引取業者（移動報告）用事業所コード(下二桁02)でログイン

Q 9 引取業者としての資金管理システム、電子マニフェストシステムへのログイン（接続）はどのように行うのですか？

(A)

1. 引取業者として廃車を引き取る際

(資金管理システムへのログイン 電子マニフェストシステムへのログイン)

パソコンを利用して引取業者として廃車を引き取る場合は、まず、以下の流れで引取業者として資金管理システムにログイン（接続）して頂くことが必要です。

(1) 自動車リサイクルシステムホームページへ接続

・お手元のパソコンでインターネットに接続して頂いた上で<http://www.jars.gr.jp/> を入力

(2) ホームページ上で「事業者向け」を選択（クリック）

(3) 事業者向けメニューにおいて「引取業者（使用済自動車引取時）」を選択（クリック）

(4) 引取業者（使用済自動車引取時）のページにおいて「資金管理システム」を選択（クリック）

(5) ログイン画面において、「引取業者（預託申請・預託確認）用事業所コード」を入力。

・入力する事業所コードは「引取業者（預託申請・預託確認）用事業所コード」であり、下二桁が09のものです。ご注意ください。

() 下二桁が09以外の事業所コードではログインできません。

資金管理システムにログイン（接続）して頂きますと、業務メニュー（P30参照）が出てきますので、実施する作業内容に応じてメニューを選択して下さい。

資金管理システムでの作業が完了しリサイクル料金預託済みとなった場合は、資金管理システムからそのまま電子マニフェストシステムへログイン（接続）して頂き、引取報告を実施して頂きます。

・入力する事業所コードは「引取業者（移動報告）用事業所コード」であり、下二桁が02のものです。ご注意ください。

() 下二桁が02以外の事業所コードではログインできません。

・引取業者として廃車を引き取る際は、必ず資金管理システム経由でないと電子マニフェストシステムにはログイン（接続）できないこととなっておりますので、ご注意ください。

2. 引取業者として廃車をフロン類回収業者又は解体業者へ引き渡す際 (電子マニフェストシステムへのログイン)

パソコンを利用して引取業者として廃車を引き渡す場合は、まず、以下の流れで引取業者

として電子マニフェストシステムにログイン(接続)して頂くことが必要です。(廃車を引き取る際と違い、資金管理システムへのログイン(接続)は不要です。)

- (1) 自動車リサイクルシステムホームページへ接続
 - ・お手元のパソコンでインターネットに接続して頂いた上で<http://www.jars.gr.jp/> を入力
- (2) ホームページ上で「事業者向け」を選択(クリック)
- (3) 事業者向けメニューにおいて「引取業者(引取報告以外の移動報告)」を選択(クリック)
- (4) 引取業者(引取報告以外の移動報告)のページにおいて「電子マニフェストシステム」を選択(クリック)
- (5) ログイン画面において、「引取業者(移動報告)用事業所コード」を入力。
 - ・入力する事業所コードは「引取業者(移動報告)用事業所コード」であり、下二桁が02のものです。ご注意ください。

Q10 引取業者として廃車を引き取る際のリサイクル料金の預託申請・確認時に注意すべき点は何ですか？

(A)

1. 装備情報の入力

引取業者の方は、自動車リサイクル法上リサイクル料金の預託申請・預託確認時にフロン類とエアバッグ類の装備の有無をシステム入力することで、リサイクル料金が預託されているか否かをご確認頂くことが義務付けられております。

このため、フロン類とエアバッグ類の装備の「有」「無」を間違えずに入力頂くようお願い致します。

- (1) 実車装備が「無」なのにシステム上装備「有」としてしまった場合は、自動車リサイクルシステムコンタクトセンターにご連絡頂いた上で、必要書類をご提出頂くなど、煩雑な取消作業をお願いし、また取消が完了するまで一定期間を要することとなります。
- (2) 実車装備が「有」なのにシステム上装備「無」としてしまった場合は、(1) の取消作業に加え、最終所有者に不足分のリサイクル料金を再度請求して頂くことが必要となります。

フロン類、エアバッグ類の装備の有無の確認方法については、詳細マニュアル等と一緒に送付された「引取業者用の下敷き」をご参照下さい。

特にフロン類については、カーエアコンが装備されていて

- 1. カーエアコンの配管やゴムホースに裂け目や穴あきがない場合
であって
- 2. コンデンサーが破損していない場合は、
装備「有」として下さい。

2. 引取証明書の印刷

引取業者の方は、自動車リサイクル法上使用済自動車を引き取った時は、最終所有者（お客様）に対し引取証明書を交付することが義務付けられております。

リサイクル料金が預託済みであることが確認できる次ページの画面において、引取証明書の様式を印刷して頂き最終所有者（お客様）に交付して頂くと便利です。

印刷せずに引取報告まで終了すると引取証明書の様式は印刷できません。 その場合、次々ページの様式をコピーしてご利用頂くと便利です。

また、引取証明書の様式については、以下の流れで自動車リサイクルシステムホームページから印刷することも可能です。

- (1) お手元のパソコンでインターネットに接続して頂いた上で<http://www.jars.gr.jp/> を入力
- (2) ホームページ上で「事業者向け」を選択（クリック）
- (3) 事業者向けメニューにおいて「引取業者（使用済自動車引取時）」を選択（クリック）
- (4) 引取業者（使用済自動車引取時）のページにおいて右側にある「引取証明書」を選択（クリック）

リサイクル券がある場合は、リサイクル券のB券をご利用頂けます。なお、廃車時にリサイクル料金を預託した場合、預託時点でのリサイクル券の発行はできませんのでご注意ください。

< 引取証明書の印刷 >

2005/02/14 14:58:48

引取時 > 預託確認 > 預託状況表示 (KNFS0051)事業所コード 000008600109
事業者名 引取
事業所名 引取 □座

メニューに戻るP 画面印刷? ヘルプ

1. 車両情報

車台番号	422018117	車両区分	登録自動車
登録番号/車両番号	2200-1002-0567	リサイクル券番号	2200-1002-0567

2. 車両実車装備情報

フロン類	無	エアバッグ類	無
------	---	--------	---

3. 料金情報

預託済車両であり、引取報告が可能です。
続けて引取報告を行う場合は、「引取報告へ」ボタンを押してください。
引取証明書・移動報告車両情報・領収書（預託時のみ）が必要な場合は、「引取証明書等」ボタンを押して、引取報告前に必ず印刷してください。

	預託済金額
シュレッダーダスト料金	¥9,880
エアバッグ類料金	*****
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥130
合計	¥10,010

引取証明書等引取報告へログアウト

引取証明書の印刷

使用済自動車引取証明書

引取日: 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	
車台番号	
車名	
預託金額	(消費税込み)

<引渡者>

氏名・名称

<引取業者>

登録番号

氏名・名称

印

事業所名称

本券は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取を求めた者に交付する書面となります。

所在地

TEL.

< 切り取り >

資金管理料金受領証

リサイクル券番号	
車台番号	
車名	

受領金額	(消費税込み)
------	---------

財団法人
自動車リサイクル促進センター

年 月 日 発行

< 切り取り >

移動報告車両情報

移動報告番号	
車台番号	
車名	
型式	
備考	

Q 1 1 廃車時のリサイクル料金の金額はどのようにすれば分かりますか？

(A)

1 . 引取業者用のリサイクル料金照会方法

(1) 引取業者として資金管理システムへログイン (接続)

() 引取業者としての資金管理システムへのログインの方法については P 2 4 参照。

(2) 業務メニュー画面において「 1 . 1 料金照会 」を選択 (クリック)

これ以降の操作方法については、パソコンを利用した預託確認・移動報告詳細マニュアル P 2 6 以降を参照下さい。

自動車リサイクルシステム 200

事業所コード 10678
事業者名
事業所名

資金管理 > 引取時メニュー (KXSS0020)

画面印刷

リサイクル料金の照会 廃車の引取り開始

1. 業務メニュー

1.1 料金照会 車両の車台番号等を特定し、リサイクル料金等の照会を行います。

1.2 引取車両検索 車両の車台番号等を特定し、預託確認を行います。未預託の場合は預託申請を行います。

1.3 引取車両情報一覧 検索済車両の一覧から、預託確認、または預託申請を行います。

2. 登録内容変更

2.1 支局名の登録 登録番号/車両番号の入力時に使用する「よく使う支局名」の登録、変更を行います。

Q 1 2 廃車時にリサイクル料金を照会したのにリサイクル料金が設定されていない場合どうすれば良いですか？

(A)

1 . リサイクル料金が設定されている車両の範囲

リサイクル料金は自動車メーカー・輸入業者が設定することとなっていますが、以前に一時抹消登録が行われた自動車など、以下の車両にはリサイクル料金が設定されておりません。

<リサイクル料金が設定されていない自動車>

種類	リサイクル料金が設定されていない自動車の範囲
登録自動車	平成11年3月31日以前に一時抹消し、現在も抹消中の車両
軽自動車	平成15年12月31日以前に検査証返納し、現在も返納中の車両

2 . リサイクル料金設定依頼の方法

上記の車両について、廃車として引き取る場合は、自動車メーカー・輸入業者にリサイクル料金を設定してもらう必要があります。

具体的には、以下の流れでリサイクル料金の設定依頼を行って下さい。

- (1) お手元のパソコンでインターネットに接続して頂いた上で<http://www.jars.gr.jp/> を入力
- (2) ホームページ上で「事業者向け」を選択(クリック)
- (3) 事業者向けメニューにおいて「引取業者(使用済自動車引取時)」を選択(クリック)
- (4) 引取業者(使用済自動車引取時)のページにおいて右側にある「料金設定依頼書(車両検索ができなかった場合)」を選択(クリック)
- (5) 料金設定依頼書・車両情報届出書を印刷し、必要事項を記入して頂き、一時抹消登録証明書等と合わせて(財)自動車リサイクル促進センターへFAX送信[03-3629-7528](FAXを送信頂ければ電話連絡は不要です)
 - () 料金設定依頼書・車両情報届出書については、次ページ・次々ページのものをコピーして頂いても結構です。記入方法については3、4ページ後を参照。
 - () 必ず一時抹消登録証明書等の添付書類を合わせてFAXして下さい。添付書類が無い場合、リサイクル料金の設定ができません。一時抹消登録証明書等が無い場合、登録事項等証明書を添付して下さい。
- (6) リサイクル料金の設定は、概ね1週間程度で完了します。
- (7) リサイクル料金の設定が完了しましたら、その旨(財)自動車リサイクル促進センターから電話にてご連絡致します。

料金設定依頼書

下記自動車に係る情報の届出及び料金の設定について依頼致します。

(太枠内をご記入下さい。)

	申請目的 (どちらかに をつけてください)	1 引取り ・ 2 中古新規 ・ 3 その他										
申請者	申請者の氏名又は名称 (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)	(フリガナ)										
	申請者の住所又は所在地 (法人その他の団体にあつてはその事務所の所在地) 下記 IDを記入した場合は、住所の記入は不要です。	(フリガナ) 〒										
	ID(登録している方のみ) 1											
	電話番号 / FAX番号	電話:					FAX:					
	担当者名											
車両情報	車名(メーカー名)											
	通称名(モデル名)											
	車台番号(又はシリアル番号)											
	登録番号 / 車両番号 2											
	エアバック類の有無 (どちらかの番号に をつけてください)	1 有 ・ 2 無										
	フロン類の有無 (どちらかの番号に をつけてください)	1 有 ・ 2 無										
添付書類 3	該当する番号に をつけてください。 1 抹消登録証明書、2 自動車検査証返納証明書(軽自動車検査証返納確認書)、3 自動車検査証(有効期限切れ) 4 車両情報届出書 4 5 その他(具体的に記述してください): ()											

1 自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、12桁の事業所コードを記入してください。

2 登録番号 / 車両番号が無い場合は、記載不要です。

3 添付書類(写し)を本紙とともにFAXして下さい。(必ず添付して下さい)

4 抹消登録証明書等、車台番号を公的に証明する書類が無い車両を引き取る際は、車両情報届出書の記入・届出が必要となります。

車両情報届出書

下記自動車に関する情報の届出について依頼致します。

(太枠内をご記入下さい。 ・ は該当する箇所に丸印を付けて下さい。)

申請者	申請者の氏名又は名称	(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名) (フリガナ)												
	申請者の住所又は所在地 下記 ID を記入した場合は、住所の 記入は不要です	(法人その他の団体にあつてはその事務所の所在地) (フリガナ) 〒												
	ID(登録している方のみ) 1													
	電話番号 / FAX番号	電話:										FAX:		
	担当者名													
車両情報	車名(メーカー名)													
	通称名(モデル名)													
	車台番号(又はシリアル番号)													
	登録車 / 軽自動車区分	登録車 ・ 軽自動車												
	用途	乗用・貨物・乗合・特種・キャンピングカー(改造前の用途:乗用・貨物・乗合) 2 ↳ 車台の形状 [バン型 or その他]												
	全長(cm)													
	全幅(cm)													

1 自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、12桁の事業所コードを記入してください。

2 特種車(8ナンバー)で登録を予定されている自動車の場合は、特種に丸印するほかに改造前の用途(乗用、貨物、乗合より選択)にも丸印を付けて下さい。

<車台番号の石摺り>

<p>石摺り貼り付け欄</p>

本届出書は、料金設定依頼書と必ず一対で提出してください。

料金設定依頼書

下記自動車に係る情報の届出及び料金の設定について依頼致します。

(太枠内をご記入下さい。)

	申請目的 (どちらかに をつけてください)	1 引取り 2 中古新規 ・ 3 その他
申請者	申請者の氏名又は名称 (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)	(フリガナ) マルマルジドウシャカブシキガイシャ カンキョウタロウ 自動車株式会社 環境 太郎
	申請者の住所又は所在地 (法人その他の団体にあつてはその事務所の所在地) 下記 IDを記入した場合は、住所の記入は不要です。	(フリガナ) トウキョウトミナトクシバダイモン 〒123 - 1234 東京都港区芝大門 X - X - X
	ID(登録している方のみ) 1	
	電話番号 / FAX番号	電話: 03 - 1234 - 5678 FAX: 03 - 1234 - 5678
	担当者名	リサイクル 一郎
	車名(メーカー名)	日本 自動車
車両情報	通称名(モデル名)	
	車台番号(又はシリアル番号)	A12B-1234567
	登録番号 / 車両番号 2	不明
	エアバック類の有無 (どちらかの番号に をつけてください)	1 有 ・ 2 無
	フロン類の有無 (どちらかの番号に をつけてください)	1 有 ・ 2 無
	該当する番号に をつけてください。 1 抹消登録証明書、2 自動車検査証返納証明書(軽自動車検査証返納確認書)、3 自動車検査証(有効期限切れ) 4 車両情報届出書 4 5 その他(具体的に記述してください): ()	
添付書類 3		

- 1 自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、12桁の事業所コードを記入してください。
- 2 登録番号 / 車両番号が無い場合は、記載不要です。
- 3 添付書類(写し)を本紙とともにFAXして下さい。(必ず添付して下さい)
- 4 抹消登録証明書等、車台番号を公的に証明する書類が無い車両を引き取る際は、車両情報届出書の記入・届出が必要となります。

車両情報届出書

下記自動車に関する情報の届出について依頼致します。

(太枠内をご記入下さい。 ・ は該当する箇所に丸印を付けて下さい。)

申請者	申請者の氏名又は名称	(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名) (フリガナ) マルマルジドウシャカブシキガイシャ カンキョウタロウ 自動車株式会 環境 太郎
	申請者の住所又は所在地 下記 ID を記入した場合は、住所の記入は不要です	(法人その他の団体にあつてはその事務所の所在地) (フリガナ) トウキョウトミナトクシバダイモン 〒123 - 1234 東京都港区芝大門 X - X - X
	ID(登録している方のみ) 1	
	電話番号 / FAX番号	電話: 03 - 1234 - 5678 FAX: 03 - 1234 - 5678
	担当者名	リサイクル 一郎
車両情報	車名(メーカー名)	日本 自動車
	通称名(モデル名)	
	車台番号(又はシリアル番号)	A12B-1234567
	登録車 / 軽自動車区分	1 有 ・ 2 無
	用途	乗用 貨物・乗合・特種・キャンピングカー (改造前の用途: 乗用・貨物・乗合) 2 ↳ 車舎の形状 [バン型 or その他]
	全長 (cm)	2500 cm
	全幅 (cm)	1500 cm

1 自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、12桁の事業所コードを記入してください。

2 特種車(8 ナンバー)で登録を予定されている自動車の場合は、特種に丸印するほかに、改造前の用途(乗用、貨物、乗合より選択)にも丸印を付けて下さい。

< 車台番号の石摺り >

石摺り貼り付け欄	
	

本届出書は、料金設定依頼書と必ず一対で提出してください。

(参考1) リサイクル券について

1. リサイクル券とは

リサイクル券は、リサイクル料金が預託されたことを証明する書面です。新車購入時、車検時に新車ディーラー、整備事業者等において発行して頂きます(2.参照)。

() リサイクル券を発行した場合、整備事業者等でその他領収証等が発行して頂くことは特段必要ありません。

リサイクル券は、以下のA券～D券の4種類で構成されています。

A券	預託証明書(リサイクル券)	リサイクル料金が預託されていることを証明する書面 (車検場団体の自動車リサイクル専用端末で発行した場合、押印後有効)
B券	使用済自動車引取証明書	廃車時に引取証明書として引取業者から最終所有者に交付
C券	資金管理料金受領証	資金管理料金の受領を証明する書面
D券	料金通知書兼発行者控え	発行した整備事業者、車検場団体における控え 保管期間に特段の定めはありません。税理士等とご相談頂き適宜保管して頂くようお願い致します。

2. リサイクル券を発行方法について

預託の時点	発行主体・発行方法等	
新車購入時	新車ディーラーが発行	
継続検査時 構造等変更検査時 中古新規登録時	パソコンを利用する整備事業者 (A、Bタイプ)	お手元のパソコン・プリンタを使って発行 等
	パソコンを利用しない整備事業者、 ユーザー等	車検場団体に設置してある専用端末を利用してリサイクル料金 通知書兼リサイクル券を発行(車検場団体でリサイクル料金を 支払いA券に押印を受けた後にリサイクル券として有効)
引取時	リサイクル券を発行しない(注:引取証明書を発行)	

() 車検場団体に設置してある専用端末を利用してリサイクル料金通知書兼リサイクル券を発行した後、車検場団体でリサイクル料金を支払うまでの間は、5日間はパソコンを利用する整備事業者でのリサイクル料金の預託ができません。専用端末では再度リサイクル料金通知書兼リサイクル券を発行することは可能です。

2 . リサイクル券の利用方法

(1) 車検時 (継続検査、中古新規登録・検査、構造等変更検査時) の利用方法

本年2月1日以降3年間は、継続検査、中古新規登録・検査、構造等変更検査を受ける際に、運輸支局等においてリサイクル料金が預託されているか否かが確認され、預託されていない場合、登録・検査が受けられないこととなっております。

() 新車新規登録・検査の際にも運輸支局等による預託確認は実施されています。

運輸支局等によるリサイクル料金の預託確認の具体的は以下の通りです。

整備事業者のお手元のパソコンで作業し、リサイクル料金を預託した上でリサイクル券を発券。

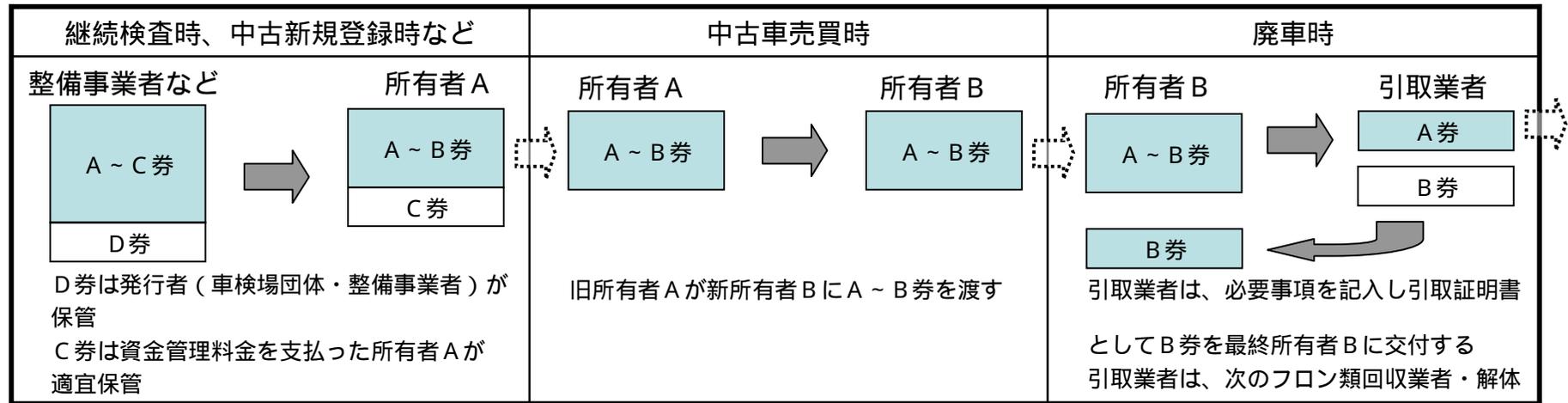
(または、運輸支局等内または近傍の団体に設置してある自動車リサイクル専用端末でリサイクル料金通知書兼リサイクル券を発行し、運輸支局等内または近傍の団体にリサイクル料金を預託してリサイクル券に押印を受ける)

リサイクル料金が預託されていることを証明するリサイクル券を、返納する旧自動車検査証、一時抹消登録証明書 (自動車検査証返納証明書) とともに運輸支局等内または近傍の団体に提示し、返納する旧自動車検査証、一時抹消登録証明書 (自動車検査証返納証明書) にリサイクル料金預託済みである旨の押印を受ける。

押印済みの返納する旧自動車検査証、一時抹消登録証明書 (自動車検査証返納証明書) を運輸支局等に提示し、運輸支局等においては押印の有無によりリサイクル料金の預託確認を実施。

3年間の期間中に2回以上の継続検査、中古新規登録・検査、構造等変更検査を受ける場合、2回目以降もリサイクル料金の預託の有無が確認されますので、その際も上記と同様の方法となります。このため、リサイクル券は自動車検査証などと共に紛失しないよう保管して頂くことが重要です。

(2) 自動車の流通時におけるリサイクル券の受け渡し方法



業者に使用済自動車と併せてA券を引渡す

3. リサイクル券の再発行

預託する方法	再発行が可能となるまでに要する日数	
	預託した事業者本人	預託した事業者以外
パソコンを利用する整備事業者（A、Bタイプ）経由	預託日より再発行可能 （注：車検場の専用端末を利用して再発行する場合は、本人であっても預託日16日以降から再発行可能）	預託日16日以降
車検場の専用端末を利用	預託日より再発行可能	預託日より再発行可能

(参考2) 自動車リサイクルコンタクトセンターへお問い合わせ頂く際の
お願い事項

1. 詳細マニュアルの確認

自動車リサイクルシステムコンタクトセンターにお問い合わせ頂く前に、大変恐縮ではございますが、詳細マニュアルをご確認頂き、お問い合わせの内容に関する説明の有無をご確認頂くようお願い致します。

2. 「よくあるご質問」の確認

皆様方からご質問が多い事項については、自動車リサイクルシステムホームページ <http://www.jars.gr.jp/>の左下に「よくあるご質問」として掲載させて頂いております。自動車リサイクルシステムコンタクトセンターにお問い合わせ頂く前に、こちらの方もご確認頂くようお願い致します。

3. お問い合わせの際の詳細マニュアルの準備

パソコン画面の操作方法について自動車リサイクルシステムコンタクトセンターにお問い合わせの際は、必ず詳細マニュアルをお手元にご準備の上、お問い合わせ頂くようお願い致します。

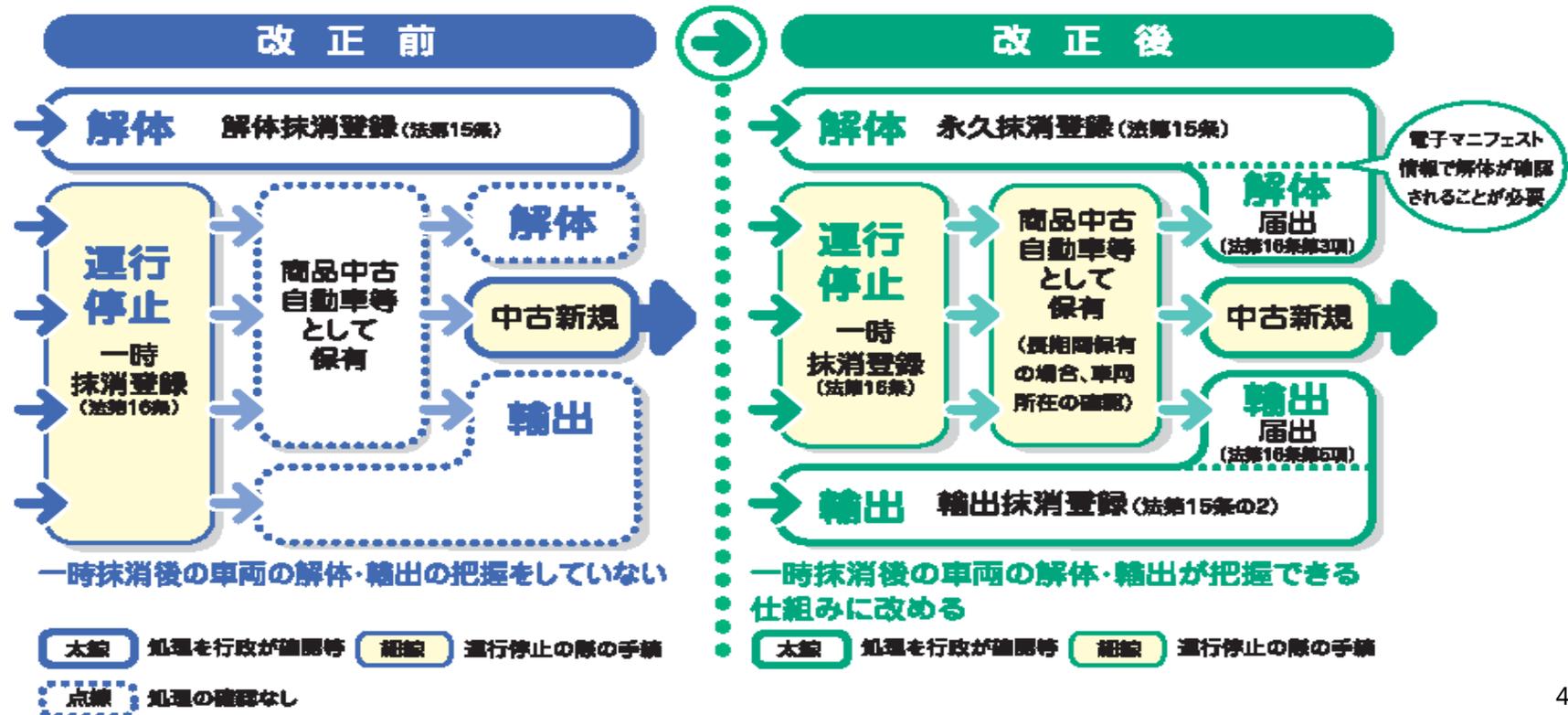
(参考3) 抹消登録制度・自動車重量税還付制度について

1. 道路運送車両法の改正内容

これまで、一時抹消登録（使用中止の車検証の返納）を行った後、解体あるいは輸出を行った場合でもあっても何ら運輸支局等への手続きは不要でしたが、今後は必ず届出が必要。中古車として輸出する場合は、輸出抹消仮登録申請又は輸出予定届出が必要。

また、これまで産廃マニフェストのB2票や解体業者が発行する解体証明を利用して永久抹消登録（解体事由）を行っていましたが、今後、永久抹消登録（解体事由）・解体届出は、引取業者が、自らが引き取った使用済自動車が解体されたことをパソコン画面上で確認し、これを最終所有者に通知して行うこととなります。最終所有者への通知の方法に特段の規定はありませんので、引取業者・最終所有者の間の利便性を考慮しつつ、適宜実施して下さい。なお、申請手続きを従来通り引取業者が代行することも想定されます。

[抹消登録制度の改正]

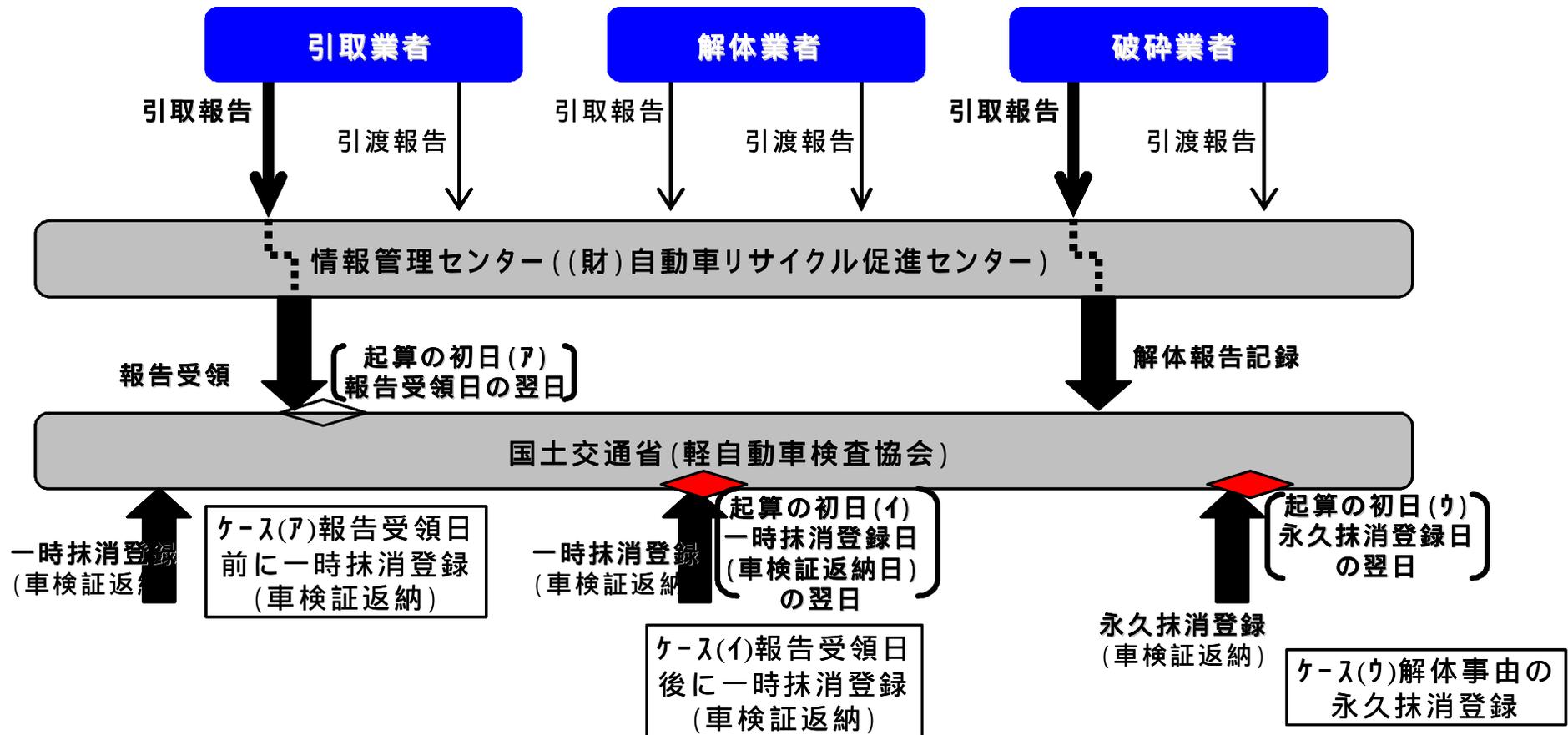


2. 自動車重量税の還付制度

自動車重量税の還付制度は、使用済みとする時（ ）の車検証の残存期間に応じて最終所有者に自動車重量税を還付する制度です。

自動車重量税の還付申請は、永久抹消登録申請（解体事由）・解体届出と同時に運輸支局等に行います。

- () 『引取業者の引取報告の翌営業日と一時抹消登録日のどちらか遅い日』または『永久抹消登録日』の翌日が車検証の残存期間を計算する際の起算日となる。
また、還付金額は月割りで計算し、端数は切り捨てとなります。



3. 永久抹消登録申請・解体届出、自動車重量税還付申請の具体的方法

(1) 申請書の様式

永久抹消登録申請書・解体届出書と自動車重量税の還付申請書は以下のように一体の様式となっており、必要事項を記入して運輸支局等に提出して頂くことが必要です。

申請書の入手方法、具体的な記載方法等については、運輸支局等にお問い合わせ下さい。

第1号様式

<input type="checkbox"/> 永久抹消登録申請書 <input type="checkbox"/> 解体届出書 <input type="checkbox"/> 自動車重量税還付申請書		第3号様式の3
①業務種別 ②出張 ③処理 ④制限解除 ⑤重量税還付申請の有無 ⑥自動車登録番号 ⑦車台番号		
⑧移動報告番号		
自動車重量税還付申請欄 (自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入してください。)		
申請者	①氏名又は名称 (法人の場合、略称名と名称の順は1マスあけて記入して下さい。) フリガナを記入して下さい (カタカナで記入。氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入。漢字・半漢字は同一マス目に「が」「ろ」と記入。)	
	②住所 住所コードで記入して下さい。(都、県、市町村、郵便番号) (郵便番号市区郡コード - 町村コード - 小字コード) 丁目	
	③郵便番号 ④電話番号 (市外局番、市内局番、加入番号を左順で記入) ⑤代理受領者有無区分 ⑥共同所有者区分	
	⑦金融機関名称 (右の金融機関種別に該当がない場合は、金融機関種別を「9 その他」とし、金融機関名称欄に種別まで記入。)	
表込先口座	⑧支店名 (右の支店種別に該当がない場合は、支店種別を「9 その他」とし、支店名称に種別まで記入。)	
	⑨口座番号又は記号番号	
	⑩金融機関種別	
	⑪支店種別	
代理受領者	⑫氏名又は名称 (法人の場合、略称名と名称の順は1マスあけて記入して下さい。) フリガナを記入して下さい (カタカナで記入。氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入。漢字・半漢字は同一マス目に「が」「ろ」と記入。)	
	⑬住所 住所コードで記入して下さい。(都、県、市町村、郵便番号) (郵便番号市区郡コード - 町村コード - 小字コード) 丁目	
	⑭郵便番号 ⑮電話番号 (市外局番、市内局番、加入番号を左順で記入)	
	⑯座種別	
申請人・届出人 (所有者) 氏名又は名称 住所		申請代理人 氏名 住所 代理受領者 氏名又は名称 住所
解体報告記録がなされた年月日 平成 年 月 日		運輸支局長 殿 運輸監理部長 殿 税務署長 殿 平成 年 月 日 還付を受けようとする金額 自動車重量税還付申請書付表1のとおり

(2) 申請の委任

代理人が永久抹消登録申請・解体届出と自動車重量税の還付申請を行う場合は、その権限を証する書面として以下の委任状の添付が必要となります。

なお、1. 永久抹消登録申請 2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請 を行う場合は、使用済自動車の所有者（申請人）の印鑑証明が必要です。

また、国税通則法に基づき、還付申請書の申請代理人の氏名欄には押印が必要となりますので、ご注意ください。

委 任 状					
受任者	氏 名				
	住 所				
上記の者に下記自動車の	<table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td><td style="padding: 0 10px;">1. 永久抹消登録申請 2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請 3. 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請</td><td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td></tr></table> に関する権限を委任する。	{	1. 永久抹消登録申請 2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請 3. 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請	}	
{	1. 永久抹消登録申請 2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請 3. 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請	}			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 50%;">自動車登録番号</th><th style="width: 50%;">車 台 番 号</th></tr></thead><tbody><tr><td style="height: 40px;"></td><td></td></tr></tbody></table>		自動車登録番号	車 台 番 号		
自動車登録番号	車 台 番 号				
平成 年 月 日					
委任者(使用済自動車の所有者)					
(フリガナ) <input style="width: 90%;" type="text"/>					
氏名又は名称	印				
<hr style="border: 1px solid black;"/>					
住 所					
<hr style="border: 1px solid black;"/>					

(3) 還付金の受領委任

代理人が還付金を受領しようとする時は、その権限を証する書面として以下の委任状が必要となります。

また、受領権限の委任状は、使用済自動車の最終所有者（申請人）の自筆による署名に押印（認印可）若しくはワープロ等の自筆以外の署名に実印を押印し印鑑証明書を添付することが必要です。

委 任 状	
受任者	氏 名
	住 所
上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。	
自動車登録番号	車 台 番 号
平成 年 月 日	
委任者(使用済自動車の所有者)	
(フリガナ)	
氏名又は名称	印
住 所	
御 ① 委任状は、 <u>委任者が自署・押印してください。</u>	
注 ② 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条(充当)及び	
意 地方税法附則第9条の10(委託納付)の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付されるため、委任状の受任者に還付されないことがあります。	

(4) 自動車重量税の還付申請時に交付される書面

自動車重量税の還付申請を行った場合は、運輸支局等より以下の書面が交付されます。掲載事項を必ずご確認ください、誤りがあった場合は速やかに運輸支局等に申し出るようにして下さい。

第2号様式

自動車重量税還付申請書付表1

(申請者用)

平成17年 4月 1日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。

○自動車登録番号	品川500さ1234	○車台番号	NCR33-1234567
○還付を受けようとする金額	12,600円		
○申請者	氏名又は名称	コクド タロウ	
		国土 太郎	
	郵便番号	100-8919	
	住所	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1-3	
	電話番号	03-5253-8111	
○代理受領者	氏名又は名称	カブシキガイシャ コクドコウツウモータースシステムサービスジャパン株式会社 国土交通モータースシステムサービス (補完有)	
	郵便番号	100-8919	
	住所	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1-3	
	電話番号	03-5253-8112	
○振込先口座	金融機関名・支店名	千代田銀行霞ヶ関支店	
	口座種類	普通預金	
	口座番号	1234567	

※ 還付を受けようとする金額の計算方法

納付された自動車重量税相当額 × 確定日（租税特別措置法第五十一条の二第三項）の翌日を起算日として自動車検査証の有効期間の満了日までの月数（一月未満切捨て） ÷ 自動車検査証の有効期間の月数 = 37,800円 × 8月 ÷ 24月

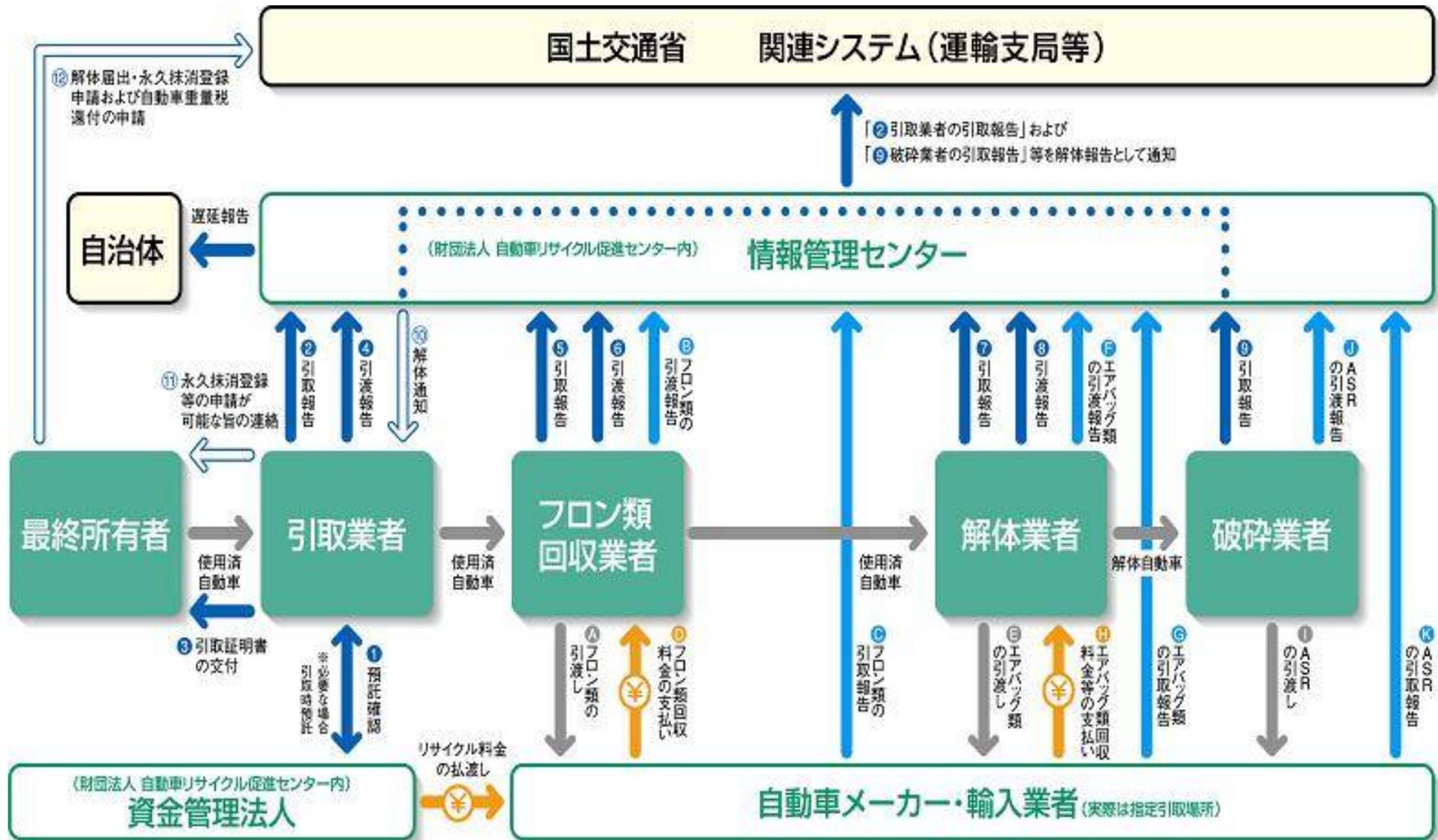
（参考） 納付された自動車重量税額 37,800円、自動車検査証の有効期間の月数 24ヶ月、

確定日 平成17年 4月 1日、自動車検査証の有効期間の満了日 平成17年12月10日

《お知らせ》後日、所轄税務署から3書の記載内容についての問合せがある場合がありますので、本表は大切に保管してください。また、所轄税務署において、還付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等ありましたら所轄税務署までお問合せ下さい。なお、所轄税務署は申請者の住所地等を管轄する税務署となります。

(日本工業規格A列4番)

自動車リサイクルシステムの概念図



留意点

- ① 移動報告は、引取業者が資金管理人に預託確認を行った後に、情報管理センターへ引取報告を行うことでスタートとなります。
- ② 預託確認後、引取業者の引取報告がなされた車両は、その後再販・中古車輸出等を行うことは原則としてできません。

